

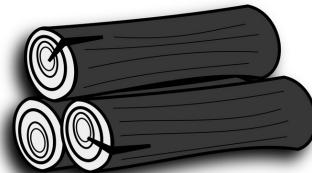
「木の駅事業」がスタートします!!

町では、森林を良好な状態に整備し、間伐等で林内に放置された未利用材を有効に活用することを目的とした「木の駅事業」を立ち上げました。

この事業は、民有林内の未利用材を軽トラックに積める長さで集積したものをチップ工場へ運搬・売却し、林家等の収入とするもので、より多くの方が山仕事に携わることができます。

集積した未利用材は、藤里町内の商店で使える商品券に換えて支払われますので、森林の環境整備と併せて、地域の活性化も期待できる事業です。

木の駅事業は次のような流れで行われます。



《木の駅出荷登録者》

出荷を希望する方は、あらかじめ協議会へ登録していただきます。

- ①出荷者は、藤里町在住者です。集積する材は、町内山林の杉の木に限られます。
- ②出荷者は原則として個人とし、グループで出荷する場合でも登録が必要です。
- ③出荷数量は自己検尺による自主申告ですので、出荷者の信用に委ねられます。
- ④集積した材は、月締めで精算します。買取価格は5, 000円/m³前後の予定です。

※軽トラック 1台で0.4m³程度になります。

《規格の約束》

- ①材のしっかりしたもの（腐った材等は除く）
- ②長さは、90cmから1.8m、太さは、末口直径で8cm以上（樹皮部分を除く）
- ③枝払いしてツノや枝葉がついていないもの

《出荷の約束》

- ①決められた場所（氏名の記された位置）に枕木を置いて並べます。
- ②メジャーで測ってチョークで末口（細い方）に径を記入します。
- ③末口の直径を1cm単位で伝票に記入します。
- ④山主と異なる者が出荷する場合は、山主の承諾書を提出してもらいます。



《利用券（商品券）の約束》

- ①利用券は、登録された店舗での使用に限られます。
- ②使用期限は券に記載してあるので期限を過ぎると使用できません。
- ③利用券が利用できる店舗には、木の駅協力店舗のポスターを貼ってもらいます。



《機械の貸し出し》

- ①未利用材集積に必要な機械（リフト付運搬車、ポータブルワインチ）を準備しています（有料）。

※ 詳細については、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 藤里町林業振興協議会事務局（藤里町役場農林課内） ☎ 79-2114